平成２４年（フ）第６０２号
千葉県松戸市東平賀600番地の１　エソール吉田202号
債務者　大野あや子
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０４号
千葉県柏市篠籠田1375番地41　プラザ張ケ谷Ｄ－２号
債務者　福田　里奈
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０６号
千葉県流山市野々下３－755－３　流山荘11－Ａ、住民票上の住所千葉県野田市清水126番地
債務者　駒崎　文夫
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０７号
千葉県野田市古布内1558番地10
債務者　加藤　晴三
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０８号
千葉県柏市花野井５番地12　平川コーポＢ－５号
債務者　吉野　　卓
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６５号
兵庫県伊丹市大野１丁目23番地の２ライオンズマンション伊丹ガーデンシティ102号
債務者　荒川　　崇（旧姓和田）
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１９５号
兵庫県宝塚市泉町３番２－104号
債務者　小野　直樹
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２４０号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番20―506号、前住所神戸市東灘区住吉山手７丁目６番４号
債務者　渡邊　晶也
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２５８号
兵庫県伊丹市高台３丁目41番地、前住所神戸市須磨区菅の台４丁目５番地2047号
債務者　阿江　茂之
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２６８号
兵庫県伊丹市南野５丁目３番３号
債務者　森岡　晃子
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７４号
兵庫県伊丹市中野北１丁目３番12号、前住所兵庫県宝塚市泉町４番22号
債務者　石川　　浩
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２７５号
兵庫県伊丹市中野北１丁目３番12号、前住所兵庫県宝塚市泉町４番22号
債務者　石川　知香
１　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４５３号
兵庫県西宮市塩瀬町生瀬1131番地121
債務者　花村洋一こと　朴　　洋一
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７１号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目36番１―907号
債務者　伊藤カンナ
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２２号
兵庫県西宮市熊野町11番12号、前住所東京都新宿区富久町34番19号　村田ビル102
債務者　村島　良宏
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３６号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町32番14号
債務者　中田　直登
１　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市武庫の里１丁目20番２―305号
債務者　鍋谷　律子
１　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係